

平成27年9月9日から10日にかけての関東・東北豪雨に対する
既存の被災者支援制度

	支援策	内容	対象者	担当課 (問合せ先)
相談	災害総合相談窓口	市民からの災害に関する問い合わせや相談に対応するための総合窓口です。	被災された方	市民部 生活課 (本庁新館2階) 電話 63-2122
	市民生活相談	日常生活及び災害に関する困りごと・心配事相談窓口です。	被災された方	市民部 生活課 (本庁新館2階) 電話 63-2122
	納税相談	災害被害により、市税等の納付が困難な方は、ご相談ください。	被災された方	財務部 納税課 (本庁本館1階) 電話 63-2114
	健康相談	・避難所での健康相談を実施します。 ・浸水被害にあわれた方で、健康に不安がある方に、栃木県西健康福祉センターと協働で健康相談を行います。(市民情報センター健康課での来所相談、家庭訪問による相談に応じます。)	浸水被害にあわれた方	保健福祉部 健康課 (市民情報センター3階) 電話 63-8312 栃木県西健康福祉センター 電話 64-3125
住まいに関する事	市営住宅緊急入居	市営住宅に優先的に入居できます。 (3か月が限度)	居住用家屋が被害を受け、 住居に困っている方	都市建設部 建築課 (本庁新館4階) 電話 63-2217
	住宅危険度に関する相談(窓口設置)	水害等を受けた住宅等のうち宅地の安全が確認されているものについて、居住を継続した場合の危険の有無についての相談に応じます。	被害が生じた住宅の所有者 または居住者で住宅の安全性に不安のある方	都市建設部 建築指導課 及び応急危険度判定士 (本庁新館4階) 電話 63-2242
	仮設建築物に対する制限の緩和	建築物の応急の修繕又は対象となる応急仮設建築物等の建築で、災害発生から1ヶ月以内に工事するものは、建築基準法令の規定は適用されません。 (必ず担当にお問い合わせください)	被災者が自ら使用するため 建築する、延べ面積30平方メートル以内のもの	都市建設部 建築指導課建築指導係 (本庁新館4階) 電話 63-2242
	宅内土砂回収	宅地内の土砂は、土のう袋に入れるか、土のう袋に入りきれない場合等は、敷地内に山積み(仮置き)して、右の連絡先に連絡してください。 ・土のう袋を支給します。 ・土砂の中の「ごみ」は取り出すようご協力ください。 ・回収日は、後日連絡します。	被災された世帯	都市建設部 建設監理課 (本庁新館4階) 電話 63-2207
	日赤救援物資の配布	以下の物資を配布します。 ・毛布 ・緊急セット ・布団(住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼した場合)	寝具等が浸水された世帯	保健福祉部 厚生課 (本庁本館1階) 電話 63-2257
ごみ処理に関する事	ボランティア袋又は指定ごみ袋の無償配布	災害ごみをごみステーションに出す場合に使用するボランティア袋又は指定ごみ袋を無償配布します。	被災された方 または災害ごみを片づける方	環境部 清掃課 (環境クリーンセンター2階) 電話 64-3241
	災害ごみの回収	・市街地では、原則として集積所回収となります。地域内で臨時集積所を決めて出してください。 ・上記以外は、戸別回収となるので自宅の庭等に積置きしてください。 ・環境クリーンセンターへの直接持ち込みも可能です。 平日8:30~12:00、13:00~16:00 ・ごみを出す場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、特定家電、処理困難物に分別してください。 宅地内に流れてきた草も引き取ります。 燃やすごみはできるだけ中身が見える袋等に入れてください。 ※住宅や物置の床・柱・壁等の建築材料は引き取れません。	被災された世帯	環境部 清掃課 (環境クリーンセンター2階) 電話 64-3241
	特定家電リサイクル料金の市費負担	災害ごみに関する特定家電リサイクル料金を市費で負担します。	被災された世帯	環境部 清掃課 (環境クリーンセンター2階) 電話 64-3241
	ごみ処理手数料、し尿、浄化槽汚泥処理手数料等の減免	災害に関するごみ処理手数料、し尿、浄化槽汚泥処理手数料等を減免します。	被災された世帯	環境部 清掃課 (環境クリーンセンター2階) 電話 64-3241

手伝ってほしい	災害ボランティア	災害ボランティアを派遣します。 (土砂の撤去、ごみの片づけなど、ご相談ください。) 【ボランティアについての問合せ】 ①090-6653-1370(ボランティアに来て欲しい方) ②090-8348-2539(ボランティアをしたいという方、他ボランティアに関する問合せ)	被災された世帯	保健福祉部 厚生課 (社会福祉協議会) (万町931-1) 電話 65-5191 (社会福祉協議会)
衛生に関すること	浸水家屋の消毒	①消毒セットの配布 ②消石灰の配布 ③噴霧器による消毒	浸水被害にあわれた世帯	保健福祉部 健康課 (市民情報センター3階) 電話 63-8311
	高齢者福祉センター利用料の免除	床上浸水の被害により、自宅での入浴が困難な状況にある方のうち、高齢者福祉センター温泉施設の利用希望者に一定期間入浴料を免除します。	床上浸水等の被害にあわれた方	保健福祉部 高齢福祉課 (本庁新館1階) 電話 63-2288
	前日光つつじの湯交流館の免除	床上浸水の被害により、自宅での入浴が困難な状況にある方のうち、前日光つつじの湯交流館温泉施設の利用希望者に一定期間入浴料を免除します。	床上浸水等の被害にあわれた方	経済部 観光交流課 (本庁新館5階) 電話 63-2303
減免に関すること	下水道使用料の減免	水道料金において減免した水量に対する下水道使用料を減免します。	床上浸水被害にあわれた世帯	環境部 下水道課 (下水道事務所3階) 電話 65-3697
	水道料金の減免	床上浸水した被災住居の洗浄に要した水量相当分の水道料金を減免します。	居住用家屋が床上浸水した、水道使用者	水道部 水道業務課 (水道部2階) 電話 65-3141
	固定資産税の減免	損害の程度に応じ、固定資産税を減免します。	固定資産の所有者	財務部 税務課 (本庁本館1階) 電話 63-2161
融資・貸付に関すること	生活福祉資金の貸付	主に低所得・障害者・高齢者世帯に対し災害を受けたことにより臨時に必要とする経費の貸付を行います。 ・限度額150万円 ・償還期間 7年 ・連帯保証人が居れば無利子、保証人なしの場合は年利1.5% ・所得制限あり(生活保護世帯の1.7倍)	被災された世帯	社会福祉協議会 (万町931-1) 電話 65-5191 (社会福祉協議会)
	災害援護資金の貸付	生活の再建に必要な資金の貸付を行います。対象となる方は、住居・家財の被害の状況や所得による制限があります。 ・貸付限度額 最大350万円 (住宅の被害状況等により限度額が異なります。) ・貸付利率 年3%(据置期間は無利子) ・据置期間 3年以内 ・償還期間 10年以内(据置期間を含む)	災害により負傷又は住居・家財に著しい損害を受けた世帯	保健福祉部 厚生課 (本庁本館1階) 電話 63-2257
	市制度融資 災害対応資金	緊急経営対策特別資金を融資します。 用途 設備・運転資金 限度額 2,000万円 融資期間 8年(うち据置2年以内) 利率 3年以内1.6% 5年以内1.8% 8年以内2.0% 保証料 全額補助	市内で同一事業を1年以上営む中小企業者で、被災された方 (市が発行するり災証明書又は被災証明書が必要)	経済部 産業振興課 (本庁新館5階) 電話 63-2182
証明に関すること	り災証明書の発行	損害のあった建物について、り災証明書を発行します。	り災された方 (以下をお持ちください) ・り災状況の写真 ・印鑑 ・身分証明書	財務部 税務課 (本庁本館1階) 電話 63-2161
	被災証明書の発行	上記り災証明書の発行ができないもの(納屋等の建物)、塀、カーポート等)について、被災した事実を証明する被災証明書を発行します。	被災された方 (以下をお持ちください) ・被災状況の写真 ・印鑑 ・身分証明書	総務部 総務課 (本庁本館3階) 電話 63-2158
保育	緊急保育の実施	台風18号により被災し、児童の保育が困難な状況にある家庭に対し、緊急的に一時預かり保育・休日保育を実施します。	台風18号により被災した市内在住の家庭で、後片付け等の生活再建への取組により保育が困難な概ね1歳から就学前までの児童	保健福祉部 子育て支援課 (本庁本館1階) 電話 63-2231